

平成24年10月22日

広島大学教職員組合執行委員長
西田 恵哉 様

広島大学理事（財務・総務担当）
平野 仁 司

2012年10月4日付け要求書について（回答）

このことについて、下記のとおり回答します。

記

1. 教育実習業務等での前泊問題について

(1) 労働時間管理者による前泊の必要性の判断については、天候不順等の問題も含めて柔軟に運用することを求めます。

集合時刻と公共交通機関の運転時刻との関係については具体的例示をいただきましたが、一方、例えば、入試業務がある翌日にかけて大雪が予報されており、翌朝は公共交通機関の運行トラブルや道路の大渋滞が必至と言える事態が起これえます。そうした天候不順等への対応も含めて労働時間管理者が前泊の必要性を判断できるよう、柔軟な運用が必要と考えます。

【回答】

天候不順等により、業務の円滑な実施が困難となり、そのための対応として前泊を余儀なくされる場合も想定されると思います。したがいまして、あらかじめ居住地等個別の事情を勘案の上、労働時間監督者や同管理者である管理職員により前泊の必要性の判断を踏まえ適切な指示をしていただくことになると考えます。

(2) 入試業務や教育実習業務等での前泊について、上記(1)の柔軟な対応も含め、貴職よりの7月25日付け回答及び8月24日付け回答を全労働時間管理者に周知、徹底することを要求します。

【回答】

回答した内容につきましては、管理職員への通知のほか、研修会等を通じて各部局の担当者にも鋭意、周知、徹底を図っていきたいと考えます。

以上